

# 尾張旭市子どもの学習生活支援事業公募型プロポーザル実施要領

本要領は、尾張旭市子どもの学習生活支援事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、尾張旭市（以下、「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

## 1 実施目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する本事業について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も本事業の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

## 2 事業者の選定方法

市が、事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

## 3 委託業務名等

### (1) 業務名

尾張旭市子どもの学習生活支援事業

### (2) 業務内容

別添「尾張旭市子どもの学習生活支援事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日まで（事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする）。

## 4 見積限度額

令和8年度分： 9, 500, 000円

令和9年度分： 9, 750, 000円

令和10年度分： 10, 000, 000円

令和11年度分： 10, 250, 000円

令和12年度分： 10, 500, 000円

---

総額 : 50, 000, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 原則として尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告から契約締結日まで、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされていないこと。
- (7) 事業目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施に必要なノウハウや実施体制が確立できること。

## 6 選定日程

| 内容                | 日時                                         |
|-------------------|--------------------------------------------|
| 公募開始（市ホームページ掲載）   | 令和7年12月24日（水）                              |
| 質問受付期間            | 令和7年12月24日（水）から<br>令和8年 1月 9日（金）午後5時まで（必着） |
| 質問回答期日            | 令和8年1月16日（金）                               |
| 参加表明書提出期限         | 令和8年1月23日（金）午後5時まで（必着）                     |
| 企画提案書受付期間         | 令和8年2月 3日（火）午後5時まで（必着）                     |
| プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和8年2月13日（金）の本市が指定する時刻で、1参加者当たり概ね40分間      |
| 選考結果通知            | 2月下旬                                       |

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わないため、実施場所の現地を確認したい場合は、担当者に連絡し日程を協議の上、現地を訪問すること。

## 7 質問の受付等

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式3）に記入の上、下記電子メールアドレスまで送信すること。

(2) 提出期限

令和8年1月9日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された質問及び規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

尾張旭市役所こども子育て部こども家庭課子育て支援係

電子メールアドレス kodomokatei@city.owariasahi.lg.jp

(4) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者を無記名として取りまとめ、令和8年1月16日（金）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合、回答しないことがある。また、質問に対する回答は実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 8 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 人員配置計画書（様式2）
- (3) 質問書（様式3）
- (4) 企画提案書（様式4）
- (5) 見積書（様式5）

## 9 参加表明等

参加者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）：1部
- イ 法人の事業概要がわかる資料：原本1部、写し6部
- ウ 法人の定款及び規約等：原本1部、写し6部
- エ 直近の事業報告書及び財務書類：原本1部、写し6部
- オ 納税証明書（直近の年度分）：1部

(2) 提出先

尾張旭市役所こども子育て部こども家庭課子育て支援係

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期限

令和8年1月23日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

## 10 企画提案

参加者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式4）：原本1部、写し6部
- イ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し6部
- ウ 人員配置計画書（様式2）：原本1部、写し6部
- エ 見積書（様式5）：原本1部、写し6部

### (2) 提出先

尾張旭市役所こども子育て部こども家庭課子育て支援係

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

### (4) 提出期限

令和8年2月3日（火）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

### (5) 提出に関する留意事項

#### ア 企画提案書（様式任意）

- （ア）仕様書「4 業務内容」の事項について、簡潔（事項順）に記載すること。
- （イ）図、絵、写真等の使用は可とする。
- （ウ）様式規格は、A4縦（A3規格の折込可）とし、最大20ページまでとする。
- （エ）文字サイズは11ポイント以上にすること。

#### イ 見積書（様式5）

- （ア）見積金額については、仕様書及び企画提案書に記載された全ての用務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。なお、見積金額が「4 見積限度額」に示す金額を超過した場合は、提案内容に関わらず失格とする。

- （イ）見積書の記載にあたっては、一般管理費などの抽象的な記載方法はせず、経費ごとに具体的に記載し、積算内訳等についても必ず記載すること。ただし、経費の性質上、積算内訳等の記載が困難な場合は、この限りではない。

- （ウ）令和8年度から令和12年度までの5か年の総額で作成するとともに、各年度の内訳明細を添付すること。

## 11 プレゼンテーション・ヒアリング審査

### (1) 実施日時

令和8年2月13日（金）の本市が指定した時刻

※ 実施時刻、実施場所については、参加表明を締め切った後、個別に通知する。

## (2) 時間配分

各参加者概ね40分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）

※ 上記時間には、参加者の入れ替え時間、準備時間は含まない。

## (3) 実施方法

ア 当日は、提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションすること。

※ パワーポイント等の使用は不可。

イ 説明者は3人以内（本業務を担当する者を必ず含むこと）とする。

## 12 企画提案書の審査

### (1) 審査方法

評定審査員がプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

なお、配点は審査基準表のとおりとする。

### (2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。

### (3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

## 13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について、協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、契約に当たっては、事業者決定後の打ち合わせにより、改めて正式見積の積算及び提出を求め、契約を締結するものとする。

また、契約内容については、企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において事業者と当該業務について協議を行い決定する。

## 14 辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を事前に電話連絡の上、担当窓口に提出すること。なお、辞退したことをもって、市はいかなる不利益な取扱いをしない。

## 15 その他留意事項

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約までの期間中、本事業及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定は実施する。この場合において、本プロポーザルの結果、審査委員が適切でないと判断した場合には、契約を締結しないことがある。

## 16 連絡先

尾張旭市役所こども子育て部こども家庭課子育て支援係（山端）

住所 〒488-0074

尾張旭市新居町明才切57 保健福祉センター3階

電話 0561-53-6101（直通）

0561-53-2111（代表）

内線 71-353

FAX 0561-52-2299

電子メールアドレス kodomokatei@city.owariasahi.lg.jp

受付時間 午前9時から午後5時まで（令和7年12月27日～令和8年1月4日及び土・日・祝休日を除く。）